

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年3月26日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 小林 雄 二

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「都市開発部」の次に「、中心市街地整備室」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設経済委員会 8人 経済部、建設部、都市開発部、下水道部及び農業委員会の所管に属する事項 2 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数) 第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設経済委員会 8人 経済部、建設部、都市開発部、<u>中心市街地整備室</u>、下水道部及び農業委員会の所管に属する事項 2 略</p>